

KONAN UNIVERSITY

# 情報科教育に関する一提案：特定歴史公文書の情報科教育への活用

著者	阪本 邦夫
雑誌名	甲南大学教職教育センター年報・研究報告書
巻	2017年度
ページ	53-63
発行年	2018-03-01
URL	<a href="http://doi.org/10.14990/00003075">http://doi.org/10.14990/00003075</a>

# 情報科教育に関する一提案

## —特定歴史公文書の情報科教育への活用—

### A Proposal for Education of Information Studies

#### —Making Use of the Procedure of Disclosing Specific Historical Official Documents—

阪本 邦夫\*

SAKAMOTO Kunio

**要旨** 現行の高等学校学習指導要領において、共通教科「情報」（専門学科ではなく、普通科等で共通して開設される科目としての「情報」）では「社会と情報」、「情報の科学」の2科目が設けられている。そのうち「社会と情報」では、「情報の特徴と情報化が社会に及ぼす影響を理解させ、情報機器や情報通信ネットワークなどを適切に活用して情報を収集、処理、表現するとともに効果的にコミュニケーションを行う能力を養い、情報社会に積極的に参画する態度を育てる」ことを目標に掲げ、①情報の活用と表現、②情報通信ネットワークとコミュニケーション、③情報社会の課題と情報モラル、④望ましい情報社会の構築、を科目の内容として取り扱うこととされている。このうち③のうちでは、情報社会における法と個人の責任として、「多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのための法規及び個人の責任を理解させる」としている。本稿では、インターネット上の情報とともに、図書館や行政機関が保有する文書情報の収集、活用も重要であるとの観点から、情報科教育における公文書公開手続きの活用について述べる。

**Abstract** Senior high school students study a subject “Information Study for Participating Community” or “Information Study by Scientific Approach.” Aims of learning the subject “Information Study for Participating Community” are to make effective use of information technology, to understand information network technology in communications, to know information ethics and to develop problem solving skills. It is one of the most important topics that high school students study information laws and understand legal responsibilities through the subject “Information” in high school curricula. This paper describes a proposal for making use of the procedure of disclosing specific historical official documents in classes of the information studies education.

**キーワード** 情報科教育、社会と情報、特定歴史公文書、情報公開法、個人情報保護法、行政不服審査法、行政事件訴訟法

#### 1 はじめに

平成21年3月に改訂された現行の高等学校学習指導要領<sup>(1)</sup>において、各学科に共通する教科「情報」として「社会と情報」及び「情報の科学」の2科

目を設け、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じてどちらか1科目を選択し、すべての生徒に履修させるとしている。この共通教科情報の教科目標を、「情報及び情報技術を活用するための

\*甲南大学知能情報学部准教授

知識と技能を習得させ、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる」とした。

また、「社会と情報」では、「情報の特徴と情報化が社会に及ぼす影響を理解させ、情報機器や情報通信ネットワークなどを適切に活用して情報を収集、処理、表現するとともに効果的にコミュニケーションを行う能力を養い、情報社会に積極的に参画する態度を育てる」ことをねらいとしている。一方、「情報の科学」については、「情報社会を支える情報技術の役割や影響を理解させるとともに、情報と情報技術を問題の発見と解決に効果的に活用するための科学的な考え方を習得させ、情報社会の発展に主体的に寄与する能力と態度を育てる」ことがねらいとなっている。

共通教科「情報」では、「情報及び情報技術を実践的に活用するための知識と技能、情報に関する科学的な見方や考え方、情報及び情報技術が果たしている役割や影響の理解を総合的に身に付けることによって、情報化された社会において、何が適切かを判断することができる意志決定能力や自ら課題を発見し解決することができる、いわゆる問題解決能力などを育成し、社会の情報化の進展に主体的に対応できるようにすることを目指している」。

選択科目の1つとして設けた「社会と情報」の科目では、「情報の特徴と情報化が社会に及ぼす影響を理解させ、情報機器や情報通信ネットワークなどを適切に活用して情報を収集、処理、表現するとともに効果的にコミュニケーションを行う能力を養い、情報社会に積極的に参画する態度を育てる」とし、①情報の活用と表現、②情報通信ネットワークとコミュニケーション、③情報社会の課題と情報モラル、④望ましい情報社会の構築を科目内容とするとしている。このうち③の「情報社会の課題と情報モラル」では、

ア 情報化が社会に及ぼす影響と課題

情報化が社会に及ぼす影響を理解させるとともに、望ましい情報社会の在り方と情報技術を適切に活用することの必要性を理解させる。

イ 情報セキュリティの確保

個人認証と暗号化などの技術的対策や情報セキュリティポリシーの策定など、情報セキュリティを高めるための様々な方法を理解させる。

ウ 情報社会における法と個人の責任

多くの情報が公開され流通している現状を認識させるとともに、情報を保護することの必要性とそのため法規及び個人の責任を理解させる。

を学習する内容としている。

高等学校学習指導要領解説(情報編)<sup>(2)</sup>においては、③のウに関して、「知的財産や個人情報の保護などについて扱い、情報の収集や発信などの取扱いに当たっては個人の適切な判断が重要であることについても扱うこと」としたうえで、「多くの情報が公開され流通している現状については、インターネットのキーワード検索機能などによって、情報の種類の多さ、多様さを実感させるなどして理解させる。また、知的財産や個人情報の保護と活用のバランスについて取り上げ、これらに配慮した法制度、これらを扱う上での個人の責任について理解させ、情報の収集や発信などの取扱いに当たって適切な判断ができるようにする。その際、著作権や産業財産権などについて具体的な事例を通して理解させるようにする。また、著作権制度に関わる法律については、生徒自身に調べさせる学習活動を取り入れるなどして、制定に至る歴史的経緯、権利を保護しつつ著作物を活用するという法の目的を理解させる。個人情報をもどの程度提供するかは個人の判断によるが、その判断を適切に行うためには、個人情報の提供による利便性と危険性について事前に理解しておく必要がある。個人情報の保護については、身に覚えのないダイレクトメールや迷惑メールなどプライバシーをめぐる様々な問題が起こっており、プライバシー保護の観点から個人情報の保護に関連する法律の意義や内容について理解させるとともに、生徒同士の話し合いを通して、個人情報の保護と利用の双方の調和のとれた活用について理解を深めさせるようにする。自分の個人情報を無断で使われた場合、間違った個人情報が使われている場合は、そ

の使用を停止させたり、訂正させたりする必要が生じることを理解させる。また、『自分の個人情報 は自分で守る』という態度を身に付けることが大切であり、そのために必要な知識や技能を学ぶことの意義を理解させる」としている。

そこで本稿では、インターネット上の情報とともに、図書館や行政機関が保有する文書情報の収集、活用も重要であるとの観点から、公文書館所蔵の特定歴史公文書等の閲覧・謄写、情報公開法等に基づく情報公開請求手続き、個人情報保護法等に基づく個人情報の開示請求手続きを事例として、情報科教育における公文書公開手続きの活用について述べる。

## 2 特定歴史公文書等の利用申請手続き

国会図書館や公共図書館は広い主題にわたって資料を収集し、国民や地域住民に公開することにより、教養、レクリエーション、調査、研究のために所蔵資料を提供することを目的としている。これら図書館に比べて、一般にあまり知られておらず、利用者数も少ないのが公文書館である。

公文書館にもよるが、広く一般に公刊された刊行物は書棚に並べられ図書館と同じように閲覧できるが、これらの資料は公共図書館にも行政関係資料として所蔵されていることが多い。教育委員会関係の資料も保存されているため、教職課程を履修する学生にとっては、過去に実施された教員採用試験問題の実物を目にすることもできる。しかし、公文書館の機能は、国や地方公共団体等が過去に作成した公文書を定められた文書保存期間の間、その行政機関の用に供するために保管するとともに、特定歴史公文書等の歴史的な史料としての公文書（条約、宣言、外交文書、政府関係者の報告書や伝達メモなど）を保管し、その他の記録を保存し、広く一般の利用に供することを目的とした施設としての機能である。

いかに歴史的な史料としての公文書とはいっても、公文書の作成時は行政機関での業務の用に供するために作成された書類であるため、国民や地域住民のプライバシーに関わるものも当然に含ま

れる。そのため、特定歴史公文書等の利用にあたっては、事前に利用申請を行い、国立公文書館長や地方公共団体の長の決定を受けて、該当文書の閲覧、謄写をすることとなる。

公文書のうち歴史的な史料としての価値があるものとして目録が作成された特定歴史公文書等については、公文書の情報公開請求手続きによらず、公文書館経由で特定歴史公文書等の閲覧利用申請ができることとしているのである。これらの手続きは次のような「公文書等の管理に関する法律」

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 国立公文書館等の長は、政令で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 行政機関情報公開法第五条第一号 に掲げる情報

ロ 行政機関情報公開法第五条第二号 又は第六号 イ若しくはホに掲げる情報

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(以下略)

や「公文書等の管理に関する法律」とほぼ同じ構成の「公文書管理条例」（大阪市の例）

(特定歴史公文書等の保存等)

第15条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 市長は、市規則で定めるところにより、特定歴史公文書等を編集した簿冊の分類、名称その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第16条 市長は、公文書館において保存されている特定歴史公文書等について前条第4項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 情報公開条例第7条第1号に掲げる情報

イ 情報公開条例第7条第2号、第3号又は第5号ア若しくはオに掲げる情報

ウ 情報公開条例第7条第6号又は第7号に掲げる情報

(以下略)

の規定に従ったものである。

例えば、大阪市公文書館に所蔵されている下水道関係の公文書を読みたい場合には、公文書検索システムから簿冊検索をクリックして、「簿冊名称」に含まれると考えられるキーワードを適宜入力して検索を行い「簿冊名称」を特定する。閲覧を希望したい簿冊が特定されたら、電子申請システム経由で利用申請手続きができるので、図1のように所定の欄に必要な事項を記入して利用申請すればよい。また、申請と閲覧のために二度公文書館へ出向かなければならないが、電子申請によらずとも公文書館の窓口での申請も可能である。特定歴史公文書等の公開に問題がなければ、国立公文書館長や地方公共団体の長により公開決定がなされる。

■ 目録に記載された簿冊等の名称	
目録に記載された簿冊等の配架番号、名称、最初編年年度、最終編年年度を入力してください。 簿冊等の名称、最初編年年度、最終編年年度の入力は必須です。	
■ 1 目録	
簿冊整理番号	簿冊整理番号を入力してください。 00000364
配架番号	配架番号が分かれば入力してください。
目録に記載された簿冊等の名称 ※	目録に記載された簿冊等の名称を記入してください。(必須) 水洗普及規定関係書類(冊)
最初編年年度 ※	目録に記載された簿冊等の最初編年年度を記入してください。(必須) 昭和47年度
最終編年年度 ※	目録に記載された簿冊等の最終編年年度を記入してください。(必須) 昭和47年度

図1 特定歴史公文書を特定するために必要な情報

国会図書館や公共図書館では、利用規程に反しない限り資料の利用を断られることはないが、公文書館で閲覧できる資料の多くは部分公開となる。簿冊検索では文書の特定までは困難であるので、簿冊まるごと1冊を閲覧申請することになるが、簿冊の中には個人情報に記載された資料も含まれることがあるため、一部黒塗りの措置が施されている。そのため、次のように条件付きでの公開となることが多い<sup>(3)</sup>。

部分利用決定通知書

特定歴史公文書等の簿冊等名称	水洗普及規定関係書類 No.1 昭和47年度～昭和47年度編集 (90103)
利用に供しないこととした部分	別紙のとおり

担当 大阪市公文書館

特定歴史公文書等の公開手続きは、「公文書等の管理に関する法律」や「公文書管理条例」に基づいて行われるが、情報公開法や情報公開条例の規定を準用する規定も多く、特定歴史公文書等の公開基準についても、情報公開法や情報公開条例による公開基準と同様とする規定が多い。公開決定、部分公開決定、非公開決定のいずれも国立公文書館長や地方公共団体の長による処分であるため、部分公開決定および非公開決定がなされる場合には、次のように行政不服審査法に基づく不服申立ての手続きができることを教示される(なお、平成28年4月からは、不服申立ての手続は原則として「審査請求」に一元化され、「審査請求」ができる期間も「60日以内」から「3箇月以内」に延長された)。

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大阪市長に対して異議申立てをすることができます。また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市長を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において大阪市長を代表する者は、大阪市長となります)。ただし、この決定について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

このように特定歴史公文書等の決定処分に対し、不服申立ての審査請求を行った場合、「公文書

等の管理に関する法律」や「公文書管理条例」の規定により、国立公文書館長や地方公共団体の長は第三者機関である公文書管理委員会に諮問し、その答申を尊重して審査請求に対する決定等を行い、請求者に通知することとなっている。

公文書管理委員会に諮問、答申を経て国立公文書館長や地方公共団体の長が改めて行った決定により、新たに公開されることとなった部分が生じた場合には、該当する資料が新たに公開されることとなる。そして、この改めて行われた決定に不服がある場合には、不服申立ての審査請求を再度行うことはできず、行政事件訴訟法による行政訴訟により裁判所に公文書公開を求める訴訟を提起することになる。

行政不服審査法による不服申立ての審査請求や行政事件訴訟法による行政訴訟提起については、情報公開法や情報公開条例に基づく情報公開請求、個人情報保護法や個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求に対する行政機関の長や地方公共団体の長の行う決定処分を含め、審査請求人（不服申立てをする利用者）の救済手続きはほぼ同一の手続きであるので、まとめて後述する。

### 3 情報公開法等に基づく情報公開手続き

公文書のうち歴史的な史料としての価値があるものとして目録を作成し、利用者の用に供するものが特定歴史公文書等の利用申請手続きであった。そして、「公文書等の管理に関する法律」や「公文書管理条例」の規定が、情報公開法や情報公開条例の規定を準用していたことからわかるように、国や地方公共団体が業務を行う上で作成した公文書の公開手続き一般を定めたものが、情報公開法や情報公開条例である。

これらの手続きは次のような「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」

#### （開示請求権）

第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

#### （行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

（以下略）

や「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」とほぼ同じ構成の「情報公開条例」（大阪市の例）

#### （公開請求権）

第五条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

#### （公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

（以下略）

を制定して、法律または条例で、誰もが行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができることを規定している。

情報公開法令では、開示請求がなされたときは開示することを原則とし、行政機関の長は、当該開示請求に係る行政文書に不開示情報が含まれていない限り、開示を拒むことができないと規定した。行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、行政機関の諸活動を国民や住民に説

明する責務が全うされるようにするとともに、国民や住民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的としているからである。

例えば、大阪市行政監査委員会議の会議録の情報公開を求めるのであれば、次のように開示申請すればよい<sup>(4)(5)</sup>。なお、教職課程を担当する教員であれば、教員採用試験の解答用紙を情報公開請求し、受験生の解答状況の調査研究を行うために、この制度を活用したいところではあるが、現時点では難しいようである<sup>(6)(7)</sup>。

請求する公文書の件名又は内容	平成27年11月30日の行政監査委員会議の会議録のうち市道の管理に関するもの（使用許可を受けた事業者による報告書、現場確認写真等の資料も含む）
----------------	---

国会図書館や公共図書館で本を借りるように、特定歴史公文書等の利用申請手続きでは、利用者の利便のため目録の作成が義務付けられていたが、現時点において行政業務の用に供されている一般の公文書に対して目録を作成することは困難である。そのため、所蔵目録を調べて特定の公文書を指定することもできず、どのような公文書が存在するかは利用者にとって不明であるため、公開請求者が求める公文書が特定できる程度の記載がなされていけばよい。

行政監査委員会議の会議録の例であれば、会議の開催日と大まかな議題内容を記載すれば、文書の特定は可能となる。会議内容が不明であれば、会議の開催日の資料全てを請求する手立ても考えられる。そして、公文書の公開に問題がなければ行政機関の長や地方公共団体の長により公開決定がなされる<sup>(8)</sup>。

#### 公開決定通知書

公文書の件名	住吉区〇〇 現場写真
--------	------------

担当 建設局南部方面管理事務所住之江工営所

また、一般に公文書には個人情報記載された資料も含まれることがあるため、一部黒塗りの措置が施されている。そのため、次のように条件付きでの公開となることの方が多い<sup>(9)</sup>。

#### 部分公開決定通知書

公文書の件名	住吉区〇〇 ガス引き込み管工事経過報告
公開しないこととした部分	個人の氏名及び印影

担当 建設局南部方面管理事務所住之江工営所

情報公開法や情報公開条例による公開基準により、公開する範囲が決定されるが、公開決定、部分公開決定、非公開決定のいずれも行政機関の長や地方公共団体の長による処分である。このため、部分公開決定および非公開決定がなされる場合には、次のように行政不服審査法に基づく不服申立ての手続きができることを教示される（なお、平成28年4月からは、不服申立ての手続は原則として「審査請求」に一元化され、「審査請求」ができる期間も「60日以内」から「3箇月以内」に延長された）。

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大阪市長に対して異議申立てをすることができます。また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市長を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において大阪市長を代表する者は、大阪市長となります。）。ただし、この決定について異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます。

このように公文書等の公開決定に対して、不服申立ての審査請求を行った場合、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」や「情報公開条例」の規定により、行政機関の長や地方公共団体の長は第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会や情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して審査請求に対する決定等を行い、請求者に通知することとなっている。

情報公開・個人情報保護審査会や情報公開審査会に諮問、答申を経て行政機関の長や地方公共団体の長が改めて行った決定により、新たに公開されることとなった部分が生じた場合には、該当する資料が新たに公開されることとなる。そして、この改めて行われた決定に不服がある場合には、不服申立ての審査請求を再度行うことはできず、

行政事件訴訟法による行政訴訟により裁判所に公文書公開を求める訴訟を提起することになる。

行政不服審査法による不服申立ての審査請求や行政事件訴訟法による行政訴訟提起については、公文書等の管理に関する法律や公文書管理条例に基づく特定歴史公文書等の利用請求、個人情報保護法や個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求に対する行政機関の長や地方公共団体の長の行う決定処分を含め、審査請求人（不服申立てをする利用者）の救済手続きはほぼ同一の手続きであるので、まとめて後述する。

#### 4 個人情報保護法等に基づく情報公開手続き

国や地方公共団体が業務を行う上で作成した公文書の公開手続き一般を定めたものが、情報公開法や情報公開条例であったのに対し、特に国や地方公共団体が保有する個人情報につき、その本人が開示を求める制度が存在する。これらの手続きは次のような「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」

##### （開示請求権）

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

##### （保有個人情報の開示義務）

第十四条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

（以下略）

や「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」とほぼ同じ構成の「個人情報保護条例」（大阪市の例）

##### （開示請求権）

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

##### （保有個人情報の開示義務）

第19条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第17条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号から第4号まで、次条第2項及び第26条第1項において同じ。）の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

（以下略）

に制定されたものである。

このように、法律または条例で、誰もが行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する個人情報の開示を請求することができることを規定し、開示請求がなされたときは開示することを原則とし、行政機関の長は、当該開示請求に係る行政文書に不開示情報が含まれていない限り、開示を拒むことができないと規定した。さらに、不開示事由があつてもできるだけ開示をするよう定められている。行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としているからである。

教員採用試験の受験生であれば、本人が提出した解答用紙を開示請求するため、この制度を活用することもできる。例えば、懲戒請求事案の情報開示を求めるのであれば、次のように開示申請す



ればよい。

請求する公文書の件名又は内容	本人が申し立てた懲戒に係る懲戒事案立件票その他資料
----------------	---------------------------

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」や「情報公開条例」による情報公開と同様に、いかに本人に関する個人情報と言っても、現時点において行政業務の用に供されている一般の公文書に対して目録を作成することは困難である。そのため、所蔵目録を調べて特定の公文書を指定することもできず、どのような公文書が存在するかは本人にとって不明であるため、開示請求者が求める公文書が特定できる程度の記載がなされていればよい。

懲戒請求事案の例であれば、懲戒請求の内容と大まかな資料内容を記載すれば、文書の特定は可能となる。過去に複数回同じ手続きを行ったなど事案が複数存在する場合には、大まかな申請日を指定して請求する手立ても考えられる。公文書の開示に問題がなければ行政機関の長や地方公共団体の長により開示決定や部分開示決定がなされる<sup>(10)</sup>。

- |  |
|--|
| 1 開示する保有個人情報（一部開示）<br>平成26年9月9日付土地家屋調査士に対する懲戒に係る関係書類 |
| 2 不開示とした部分とその理由<br>別紙のとおり                            |

個人情報保護法や個人情報保護条例による開示基準により、開示する範囲が決定されるが、開示決定、部分開示決定、非開示決定のいずれも行政機関の長や地方公共団体の長による処分である。このため、部分開示決定および非開示決定がなされる場合には、次のように行政不服審査法に基づく不服申立ての手続きができることを教示される（なお、平成28年4月からは、不服申立ての手続は原則として「審査請求」に一元化され、「審査請求」ができる期間も「60日以内」から「3箇月以内」に延長された）。

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます。

（なお、採決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

このように公文書等の開示決定に対して、不服申立ての審査請求を行った場合、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」や「個人情報保護条例」の規定により、行政機関の長や地方公共団体の長は第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会や個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して審査請求に対する決定等を行い、請求者に通知することとなっている。

情報公開・個人情報保護審査会や個人情報保護審議会に諮問、答申を経て行政機関の長や地方公共団体の長が改めて行った決定により、新たに開示されることとなった部分が生じた場合には、該当する資料が新たに開示されることとなる。そして、この改めて行われた決定に不服がある場合には、不服申立ての審査請求を再度行うことはできず、行政事件訴訟法に基づき行政訴訟により裁判所に個人情報の開示を求める訴訟を提起することになる。

## 5 不服申立て手続き

特定歴史公文書等の利用請求、情報公開法や情報公開条例に基づく情報公開請求、個人情報保護法や個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求に対する行政機関の長や地方公共団体の長の決

定は、行政処分に該当することから、決定に不服のある請求者は行政不服審査法に基づき不服申立てをすることができる。

平成28年4月から行政不服審査法に基づく不服申立ての制度が改正され、処分を行った国や地方公共団体の機関の最上級行政庁を申立先とした「審査請求」が原則になり、審査庁は審理員の意見を踏まえ、国の機関が審査庁である場合は、総務省の行政不服審査会、地方の場合には、各地方公共団体の執行機関の付属機関である第三者機関に諮問することとなった。そして、従来60日とされていた猶予期間も3か月に延長された。

一方、特定歴史公文書等の利用請求、情報公開法や情報公開条例に基づく情報公開請求、個人情報保護法や個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求に対する行政機関の長や地方公共団体の長の決定に対する不服申立てについては、「公文書等の管理に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」、これら法律に対応する条例の規定に、第三者機関である審査会、審議会を設置することと定められていた。そのため、従前より不服申立てに対する裁決・決定を行うに当たって、全部を開示することとした場合等を除き、新たに設置された行政不服審査会等ではなく、情報公開に関する不服申立事件を専門に扱う第三者機関で審査が行われる。

特定歴史公文書等の利用請求、情報公開法や情報公開条例に基づく情報公開請求、個人情報保護法や個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求に対する行政機関の長や地方公共団体の長の決定に対して、利用者、公開請求人または開示請求人が不服申立てを行うと、行政機関の長や地方公共団体の長は第三者機関である審査会、審議会等へ諮問する。審査会、審議会等は諮問を受けて、公文書の公開決定等及び個人情報の開示等についての不服申し立てに対して審議して次のように答申を行う<sup>(11)(12)</sup>。

平成27年10月22日大阪市情報公開審査会答申

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成26年10月6日付け大建測第6995号により行った部分公開決定（以下「本件決定1」という。）及び同年11月11日付け大建測第7125号により行った部分公開決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1とあわせて「本件各決定」という。）で公開しないこととした部分のうち、道路境界明示申請書の連絡先欄の情報、道路区域・市有地境界明示申請書の連絡先及び担当者欄の情報、土地台帳付属地図及び土地所有権調査書に記載された氏名、承諾書の連絡者欄に記載された住所及び氏名を公開すべきである。

平成28年3月31日情報公開・個人情報保護審査会答申

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書5に記載された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

これらの答申書は、諮問者である行政機関の長や地方公共団体の長に通知され、あわせて不服申立てを行った利用者、公開請求人または開示請求人に送付されるとともに、一般にも広く公表される。

答申を受けた行政機関の長や地方公共団体の長は、審査会、審議会等の答申を尊重して、不服申立てに対し次のように裁決・決定し、当該裁決・決定により文書の開示等が行われることとなる<sup>(13)(14)</sup>。

平成27年11月20日大阪市長決定

主 文

本件各決定において公開しないこととした部分のうち道路境界明示申請書の連絡先欄の情報、道路区域・市有地境界明示申請書の連絡先及び担当者欄の情報、土地台帳付属地図及び土地所有権調査書に記載された氏名、承諾書の連絡者欄に記載された住所及び氏名を公開する。

平成28年6月28日法務大臣裁決

主 文

大阪法務局長が平成27年6月11日付け庶第608号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）につき、不開示とした部分のうち別紙に掲げる部分を開示する。

本件審査請求のその余の部分は、棄却する。

さらに、行政機関の長や地方公共団体の長が行う裁決・決定には、次のように教示を行うことが定められている。

この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に大阪市を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。）。

この判決の取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定裁判所に、この判決の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この判決があったことを知った日から6か月以内であっても、採決の日から1年を経過した場合には、この判決の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

答申を受けて行った行政機関の長や地方公共団体の長の裁決・決定に不服がある場合には、行政事件訴訟法に基づき行政訴訟により裁判所に個人情報の開示を求める訴訟を提起することになる。

## 6 おわりに

平成29年の改訂に向け平成28年に検定された高等学校共通教科情報の「社会と情報」の教科書を調査したところ、全ての教科書で著作権や個人情報保護に関する法令等が取りあげられていたが、今回の教科書改訂で情報公開について取り上げた教科書は4冊にとどまった。しかし、ページ見開きで情報公開について丁寧に取り上げた教科書や、情報公開法の条文を掲載した教科書も見受けられた。

平成12年3月高等学校学習指導要領解説（情報編）<sup>(15)</sup>において、情報Cの科目内容の一部として「ここでは、情報社会の中で、多くの情報が公開されており、それらを有効に利用することが求められていることを理解させる。また、プライバシーや著作権などをめぐり様々な問題が生じてきたことを知り、情報の保護に関しての生徒の意識を高め、情報を収集・発信する場合に気を付けなければならない問題点や情報に関する個人の責任について理解させる。情報の公開については、国、地方公共団体、企業などが情報を公開している実態や利用するときの注意点などを理解させる。例えば、公開されている情報を入手する活動を通し

て、情報の入手方法や取扱いの注意、情報の有用性などについて、生徒に理解させる」としていたことを踏まえた内容である。

本稿では、インターネット上の情報とともに、図書館や行政機関が保有する文書情報の収集、活用も重要であるとの観点から、公文書館所蔵の特定歴史公文書等の閲覧・謄写、情報公開法等に基づく情報公開請求手続き、個人情報保護法等に基づく個人情報の開示請求手続きを事例として、情報科教育における公文書公開手続きの活用について述べた。

これらのうち、情報公開法等に基づく情報公開請求手続き、個人情報保護法等に基づく個人情報の開示請求手続きは、住民監査請求を行う準備であることも多い。どちらかといえば行政機関を攻撃する手段として利用されている。これらの手続きにより公文書を入手することが、住民監査請求を行う前提となっているからである。

そのため、当該行政機関の受付窓口ではクレーム対応に長けた職員が笑顔で対応してくれることは期待されるが、現に行政機関の業務の用に供するため保管されている公文書の公開や開示を求めるものであり、請求された公文書の探索等の請求対応業務のために通常業務へも支障が生じるため、不要の公開請求、開示請求はなるべく避けるべきである。

一方で、生徒に国、地方公共団体、企業などが情報を公開している実態や利用するときの注意点などを理解させる上で、実習を実施することは有益である。この点で、情報公開法等に基づく情報公開請求手続き、個人情報保護法等に基づく個人情報の開示請求手続き等の公文書公開手続きを、情報科教育における生徒に学習させるための教材として用いる場合には、利用者に公文書を公開する目的で目録まで整備されている公文書館を利用した方が良い。教育機関、行政機関の双方にとって、多くの生徒が実習を通じた学習を实践する場として、行政機関の情報提供サービスの中でも、特定歴史公文書等の閲覧・謄写の利用手続きが最も適したものといえる。

## 参考文献

- (1) 文部科学省平成21年3月高等学校学習指導要領
- (2) 文部科学省平成22年1月高等学校学習指導要領解説（情報編）
- (3) 大阪市長平成26年8月4日大総務公第42号部分利用決定通知書
- (4) 大阪市監査委員平成27年11月30日大監第104号住民監査について（通知）
- (5) 大阪市監査委員平成27年12月8日大監第107号住民監査について（通知）
- (6) 大阪市教育委員会平成28年11月10日大市教委第2860号非公開決定通知書
- (7) 大阪府教育委員会平成28年11月18日教職人第3322号非公開決定通知書
- (8) 大阪市長平成27年12月14日大建第1179号公開決定通知書
- (9) 大阪市長平成27年12月14日大建第1180号部分公開決定通知書
- (10) 大阪法務局長平成27年6月11日庶第608号保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）
- (11) 大阪市情報公開審査会平成27年10月22日大情審答申第406号大阪市情報公開条例第17条に基づく不服申立てについて（答申）
- (12) 情報公開・個人情報保護審査会平成28年3月31日府情個第1457号答申書の交付について
- (13) 大阪市長平成27年11月20日大建測第7012号決定書
- (14) 法務大臣平成28年6月28日法務省民二第404号裁決
- (15) 文部省平成12年3月高等学校学習指導要領解説（情報編）